

# 1. 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の対象業種の拡充について

## 要 旨

県内の対象業種に正規雇用された方に対し、県では奨学金の返済を助成する制度を創設していただいております。また、令和5年度からは対象職種が拡充されましたが、対象外となっている業種もまだ多い状況です。

つきましては、若者の就職促進と県内への移住定住の促進を図るため、さらなる対象業種の拡充をお願いします。

## 2. タクシー利用費助成制度に対する県補助制度の拡充について

### 要 旨

町村では、高齢者等の移動に対する支援として、障がいのある方や要介護に認定された方、また、公共交通がない集落の高齢者等を対象としたタクシー費用の助成制度を設けております。

令和2年4月から、これらの取組に対する補助制度を創設いただきましたが、県と町村の制度を比較しますと、助成の対象とする年齢要件や地域要件の差により県の補助対象とならない部分があります。

利用者の減少やドライバー不足等により路線バスの縮小・廃止が余儀なくされるなか、タクシー費用の助成制度は、交通空白地等の住民の移動手段を担保する極めて重要な施策ですが、特別交付税等の国の財政措置の対象とならないため、町村の大きな財政負担となります。

つきましては、小規模高齢化集落等に限定せず、既存バス停から一定以上の距離がある交通空白地とするともに、若年層の免許不所持者などを含め、広く交通弱者を対象とするよう制度の拡充をお願いします。

加えて、高齢化社会の進行に伴い、ドアツードア型の交通の需要が高まり、バス運行がない地域ではタクシーが生活交通となっているため、タクシー費用の助成制度に対する財政措置について国への働きかけをお願いします。

### 3. 町村における医療人材の確保について

#### 要 旨

近年、町村では医師の高齢化等に伴う診療所の閉所が増えており、住民からは不安の声が寄せられています。町村における医療人材の確保は、住民の健康と生活に直結する重要な基盤であり、自治体が行う各種健診や保健事業などの実施には、地域の医療提供体制の確保が必要不可欠です。

高齢化率が高い中山間地では、高齢者における変形性膝関節症などの整形外科対象疾患患者が大変多く、定期的受診が必要な慢性的な疾患患者への対応と併せて予防的な対策も講じていく必要があります。また、中山間地に住む子育て世代が安心して子育てできるよう、地域の存続にも繋がる力強い存在である小児科医の確保は喫緊の課題となっています。

域内の総合病院として、急性期から慢性期の医療及び在宅医療を提供し地域医療を支えている自治体病院においても、医師の高齢化や県派遣医師及び嘱託医師の割合の増加により、後継医師確保のめどが立たない状況です。非常勤医師による診療科が多くなってきており、医師派遣指標の常勤医の換算方法に非常勤医師もカウントされるなど、実際に病棟・当直・在宅等に従事する医師は不足しています。併せて中堅の内科医師の定着がなく、若手医師の院内での指導体制の充実を図ることが難しい状況にあります。

つきましては、住民の医療需要と医師の実態把握を行い、患者を包括的に診断できる総合診療医を常勤配置いただくとともに、卒後義務年限内の医師派遣のみではなく、義務年限終了医師及び地域医療をめざす医師の確保や派遣体制の整備を早急に講じていただきますようお願いいたします。

加えて、医師偏在解消に向け、小児科医等確保のために取り組む町村への財政支援および配置のための仕組みの構築をお願いいたします。

## 4. とっとり学力・学習状況調査の継続について

### 要 旨

県では、令和2年度より従来の学力調査の視点に加えて、子どもたち一人一人の学力の伸びや学習状況の把握に着目した「とっとり学力・学習状況調査」に取り組み、子どもたちの学力を確実に伸ばすための教育を進められています。

この調査により、県平均点と個人の得点との比較だけでなく、2年目以降は、個人の学力の伸びを継続して把握することができます。また質問紙調査により、非認知能力（自己効力感、自制心、向社会性、勤勉性、やり抜く力等）・学習方略（学びに向かうときの態度や学習の仕方）を把握し、指導に生かすことができます。

具体的には、学習の積み重ねを個人の学力の伸びとして見ることができるようになったことに合わせ、ルールやマナーを守る意識や目標に向けて粘り強くやり抜く力など学力との相関関係が指摘されている非認知能力の項目が可視化でき、学力を伸ばしている効果的な指導方法の明確化による、授業改善や児童生徒一人一人に応じた指導・支援の充実につながっていると考えられます。

つきましては、児童生徒一人一人の学力を確実に伸ばす教育を推進するため、来年度以降についても引き続きとっとり学力・学習状況調査をお願いします。

## 5. 物価高騰対策について

### 要 旨

国際的な原材料価格の上昇に加え、円安などによるエネルギーや食料品等の価格上昇により、日常生活や事業活動に影響が生じています。さらには、エネルギー資源の供給不足により、電気料金の上昇や安定した電力供給も懸念されています。

特に、原油や電力料金をはじめとする物価の高騰は、価格転嫁が困難な地域住民、中小企業・小規模事業者及びに地方公営企業に大きな影響を与えています

県では新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金など県内事業者への支援策を延長して実施いただいております。各事業者においても、省エネ投資、効率化・高収益化、新商品開発や需要確保・販路開拓等により持続的な経営に向けて取り組んでいますが、このまま物価が高止まりすれば、地域住民の生活への影響が懸念されるところです。

また、国においては、物価高克服・経済再生実現のため、総合経済対策を策定したところではありますが、ウクライナ情勢や円安の状況は今後も先行きが見通せず、物価高騰の長期化が懸念されています。

つきましては、物価高騰に直面する地域住民の生活や小規模事業者等の経営への影響を最小限にとどめるためにも、物価高騰に対する経費の支援事業の継続及び地域経済活動の活性化に対する支援について、国に対して働きかけをお願いします。

加えて、地方公営企業及び指定管理施設の営業に及ぼす影響を最小限にとどめるための県の支援についてお願いするとともに、国に対して支援の働きかけをお願いします。

## 6. 森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて

### 要 旨

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第28条第1項の規定に基づき、市町村に対する森林環境譲与税の譲与の基準は、市町村譲与額の10分の5に相当する額を私有林人工林の面積で、10分の2に相当する額を林業就業者数で、10分の3に相当する額を人口で按分して譲与することとされています。

このうち譲与額の10分の3に「人口」が加味されることについて、都市部における木材利用の推進、普及啓発等は重要な課題であると考えますが、森林整備に使われずに基金に積み立てられているなどの問題も指摘されており、早急な整備を必要とする市町村への適正な配分が行われず、公益的機能の発揮の観点からも、森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうことが懸念されています。

つきましては、間伐等の森林整備を行う面積の割合が高い市町村に対して優先的に配分を行うことができるよう、譲与基準において「人口」の割合を引き下げ、私有林人工林率に応じた割り増しを加味した設定を行うよう、国に対して働きかけをお願いします。